

土木工事施工管理の手引

令和3年4月

大分県土木建築部
大分県農林水産部

- 1 施工計画書作成の手引
- 2 工事に係る提出資料
- 3 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）
- 4 工 程 管 理
- 5 品 質 管 理
- 6 出来形管理
- 7 写 真 管 理
- 8 安 全 管 理
- 9 参 考 資 料

[一 般]

- ① TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領
- ② 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領
- ③ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領
- ④ 直接基礎地盤の平板載荷試験（例）
- ⑤ 道路の平板載荷試験方法
- ⑥ 鋼橋の高力ボルト締付検査
- ⑦ 乾燥塗膜厚の評価
- ⑧ PC 桁のプラストレスング
- ⑨ 溶接欠陥の種類と対策

[農業農村整備工事関係]

- ① 管水路の通水試験
- ② 杭の打ち止め管理（参考）
- ③ 薬液注入工事に係る施工管理等について
- ④ トンネル（NATM）観測・計測（案）
- ⑤ RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）
- ⑥ 突固め方法の種類（A・B・C・D・E）の適用について

1 施工計画書作成の手引

[1] 施工計画書作成の手引

1. 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、設計図書・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等を定めたものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第1編 1-1-4. 1 一般事項に、「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するための必要な手順や工法などについての施工計画書を、監督員に提出しなければならない。」と規定している。

また、施工計画書には、下記の事項について記載するように規定されている。

- (1) 工 事 概 要
- (2) 計 画 工 程 表
- (3) 現 場 組 織 表
- (4) 指 定 機 械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主 要 資 材
- (7) 施工方法（主要機材、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施 工 管 理 計 画
- (9) 安 全 管 理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交 通 管 理
- (12) 環 境 対 策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) そ の 他

さらに、「監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

但し、受注者は維持工事等簡易な工事及び災害応急工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」となっている。

この他、2. 変更施工計画書には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を監督員に提出しなければならない。」また、3. 詳細施工計画書には「監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。」と規定されている。

また、工期や数量だけの軽微な変更等で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は不要である。但し、繰越工事等の場合で、工期設定や施工時期等が大きく変わる場合には、施工方法・工程管理の変更や、安全教育・訓練の追加等が必要となることから、変更施工計画書を提出すること。

但し書きの「維持工事等簡易な工事」とは、小規模な工事（設計額 500 万円未満の工事）とし、「災害応急工事」とは、公共土木施設災害復旧事業に関する工事（工事名に「応」が含まれる工事）及び災害等で緊急的な対応が必要となり緊急発注伺いや随意契約で契約をした工事とする。

なお、これらの工事における施工計画の記載内容は (1) (2) (3) (6) (9) (10) (11) (14) の 8 項目とし、監督員の承諾を得ること。

2. 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下記のとおりである。

記 載 事 項		内 容
工 事 概 要		工事名、河川又は路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容、位置図、一般平面図
計 画 工 程 表		ネットワーク(PERT)、バーチャート方式等で作成
現 場 組 織 表		現場の組織、編成、命令系統、業務分担、施工体系図
指 定 機 械		設計図書で指定されている機械、監督員が必要と認めた機械
主 要 船 舶 ・ 機 械		工事に使用する主要船舶、機械で設計図書で指定されていない使用機械
主 要 材 料		工事に使用する指定材料及び主要材料 材料試験方法等
施 工 方 法		主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建設、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容
施 工 管 理 計 画	工 程 管 理	実施工程の手法・管理方法
	品 質 管 理	品質管理計画表
	写 真 管 理	写真管理計画表
	出 来 形 管 理	出来形管理計画表
	段 階 確 認	段階確認計画表
	品 質 証 明 (社内検査)	社内検査計画表・組織表・管理基準・要領
安 全 管 理		安全管理体制、安全対策、安全教育及び安全訓練等の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針、異常気象時の防災対策
緊 急 時 の 体 制 及 び 対 応		事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制
交 通 管 理		交通整理、交通整理、過積載防止
環 境 対 策		大気汚染、水質汚染、振動・騒音対策
現 場 作 業 環 境 の 備 整		現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策
再 生 資 源 の 利 用 の 促 進 と 建 設 副 産 物 の 適 正 処 理 方 法		再資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、処理委託業者名 マニフェストの徹底
そ の 他		契約図書及び監督員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの及び土木工事共通仕様書に記載が指定されているもの。 関係機関との協議一覧（警察署、労働基準監督署、道路管理者等）

3. 施工計画書作成の留意点

3-1 施工計画書の基本事項

施工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件(地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等)
- ③ 全体工程(基本工程)
- ④ 施工方法(施工順序)
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

3-2 施工計画作成の要点

施工計画書作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討(施工計画作成フロー図参照)しながら、最適施工体制を決定する事が重要である。

公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが確実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

現在の土木産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要素があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的かつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は、次のとおりである。

- ① 生産性の向上に関する標準的な検討項目
 - (a) 合理的な分割施工
 - (b) 仮設の独自性
 - (c) 作業の規格化・標準化
 - (d) 新技術・新工法の採用
 - (e) 施工の機械化
- ② 環境保全に関する標準的な検討項目
 - (a) 環境の観点からの資材や機械の選別
 - (b) 地域社会への貢献
 - (c) 廃棄物の減量化・適正処理
 - (d) エネルギー利用の効率化
 - (e) 社員の意識改革

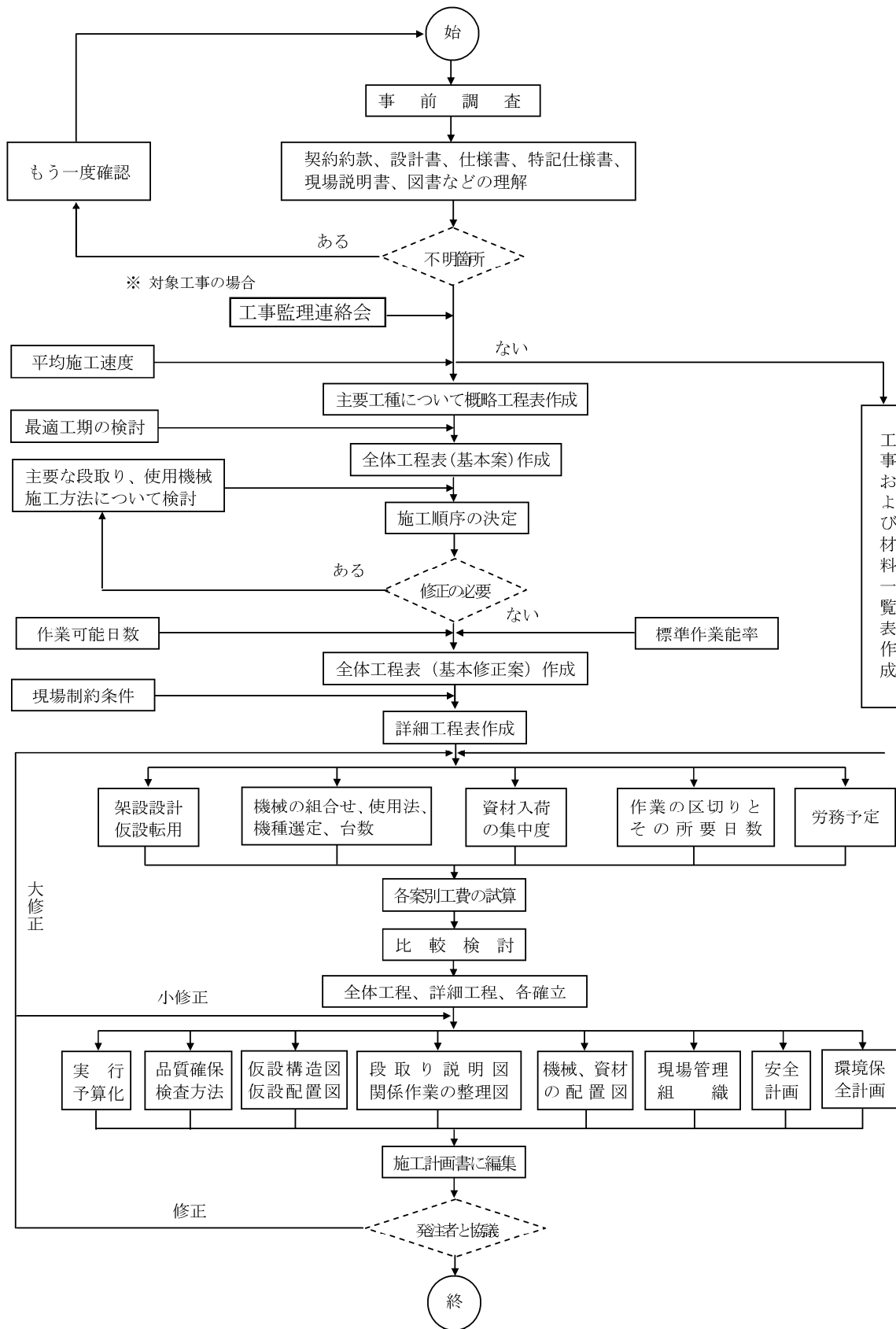
このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分に把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

3-3 施工計画書提出時の確認事項

施工計画書提出時に、施工管理基準等について受・発注者間でしっかり協議する必要がある。

(「当初施工計画書チェックリスト」の活用)

4. 施工計画書作成フロー図



当初施工計画書チェックリスト

番号	確認事項	確認欄		備考
		受注者	発注者	
1	施工計画に先立ち、設計図書の照査、合同現地踏査、地下埋設物・架空線等調査を行い、その結果を書面で提出しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	現地着手前に提出されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	必要事項が記載されているか (1)工事概要、(2)計画工程表、(3)現場組織表、(4)指定機械、(5)主要船舶・機械、(6)主要資材、(7)施工方法、(8)施工管理計画、(9)安全管理、(10)緊急時の体制及び対応、(11)交通管理、(12)環境対策、(13)現場作業環境の整備、(14)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、(15)その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※設計額500万円未満の工事及び災害応急工事は(4)(5)(7)(8)(12)(13)(15)を省略可能
4	週休2日実施工事が(実施) / 実施しない) 実施工事の場合、計画工程表が週休2日を考慮したものとなっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4週●休 ↑実施の場合記載
5	品質管理計画について、			
	・ 必要な工種が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・ 基準で定められた頻度となっているか、あるいは監督員と協議により頻度を定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※原則、基準で定められた頻度
6	出来形管理計画について、			
	・ 必要な工種、項目が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・ 基準で定められた頻度となっているか、あるいは監督員と協議により頻度を定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※原則、基準で定められた頻度
7	写真管理計画について、			
	・ 必要な工種、項目が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・ 基準で定められた頻度となっているか、あるいは監督員と協議により頻度を定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※原則、基準で定められた頻度
8	段階確認の内容、予定時期、立会の連絡方法等について、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	社内検査を行う場合、組織表、社内規格値、社内管理基準(検査項目、検査方法、検査計画、検査要領)が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	安全管理、交通管理計画について、当該現場にて特に留意する事項等について、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11	夏場に施工がある場合、熱中症対策の具体的な方法が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12	緊急時の連絡体制について、休日・祝日の連絡体制も含め、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13	環境対策について、騒音振動やほこり対策、事業損失対策等について、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14	現場環境改善の実施工事が(実施) / 実施しない) 実施工事の場合、具体的な実施内容が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15	再生資源利用計画書、利用促進計画書が入力され、添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16	情報共有システム活用実施工事が(実施) / 実施しない) 実施工事の場合、「工事書類一覧表」にて対象書類を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	〇〇システム ↑実施の場合、使用システムを記載
17	電子納品実施工事が(実施) / 実施しない) 実施工事の場合、「工事書類一覧表」にて対象書類を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18	総合評価における履行義務のある技術提案等について、特記仕様書に記載の施工計画、履行確認、検査方法、技能者の活用計画等が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19	「工事書類簡素化の手引き」の内容について、監督員と確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20	その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

5. 施工計画書作成要領

5-1 表紙

・施工計画書の用紙規格はA-4縦、横書を原則とする。

【記載例】

	○ ○ ○ 工 事
○	施 工 計 画 書
○	平成 年 月 日
	(株) ○ ○ 建 設
	発注機関：○○土木事務所

5-2 目次

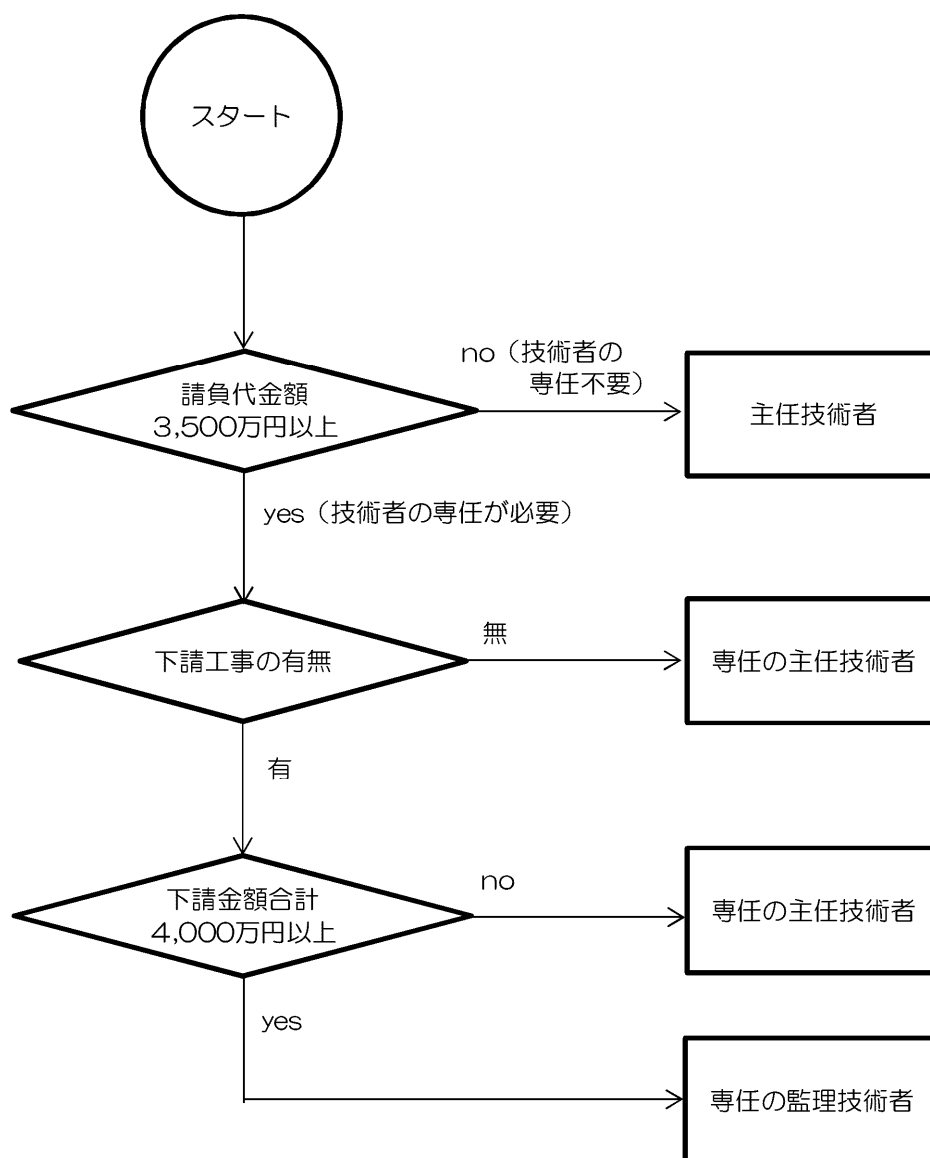
・土木工事共通仕様書第1編1-1-4に規定されている記載事項のほか、工事内容に応じて、項目の追加、細分化をしてよい。

【記載例】

目 次	
	1 工 事 概 要 1
○	2 計 画 工 程 表 3
	3 現 場 組 織 表 7
	4 指 定 機 械 9
	5 主 要 船 舶 ・ 機 械 12
	6 主 要 資 材 13
	7 施 工 方 法 14
	7-1 土 工 14
○	7-1 排 水 工 17
	.
	.
	.

「技術者選任フロー図」

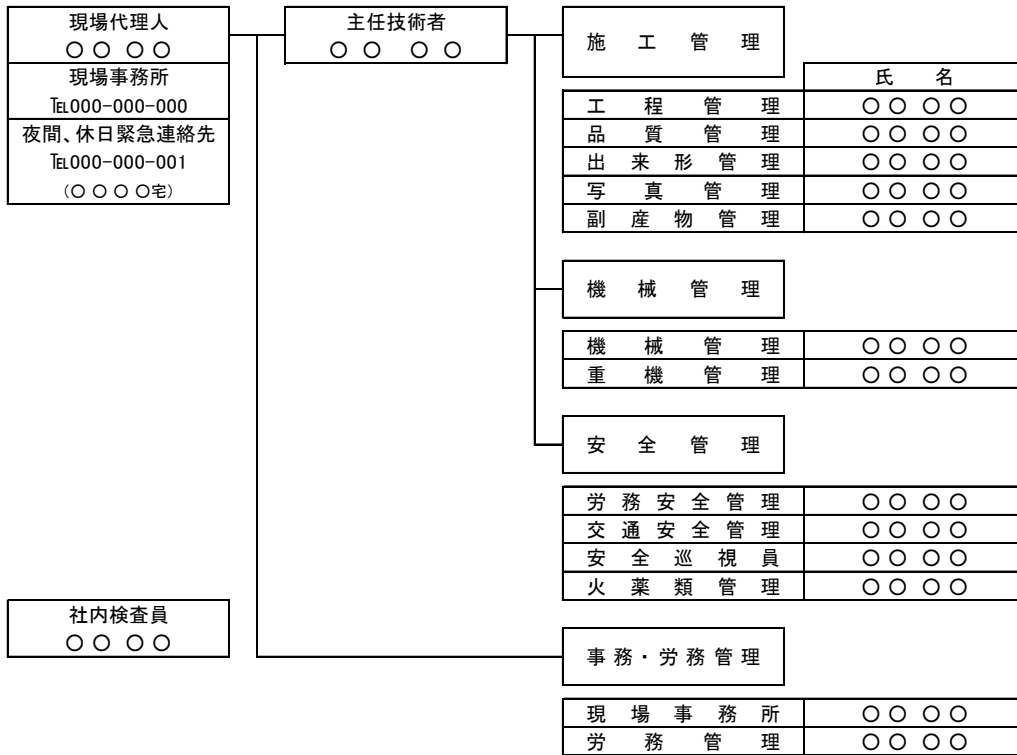
現場に置くべき技術者は、建設業法等で請負代金額及び下請金額により決められており、下記フロー図のとおりである。



注：専任の監理技術者の配置が義務付けられている場合（入札公告に記載）は、上記フローによらず、専任の監理技術者を配置しなければならない。

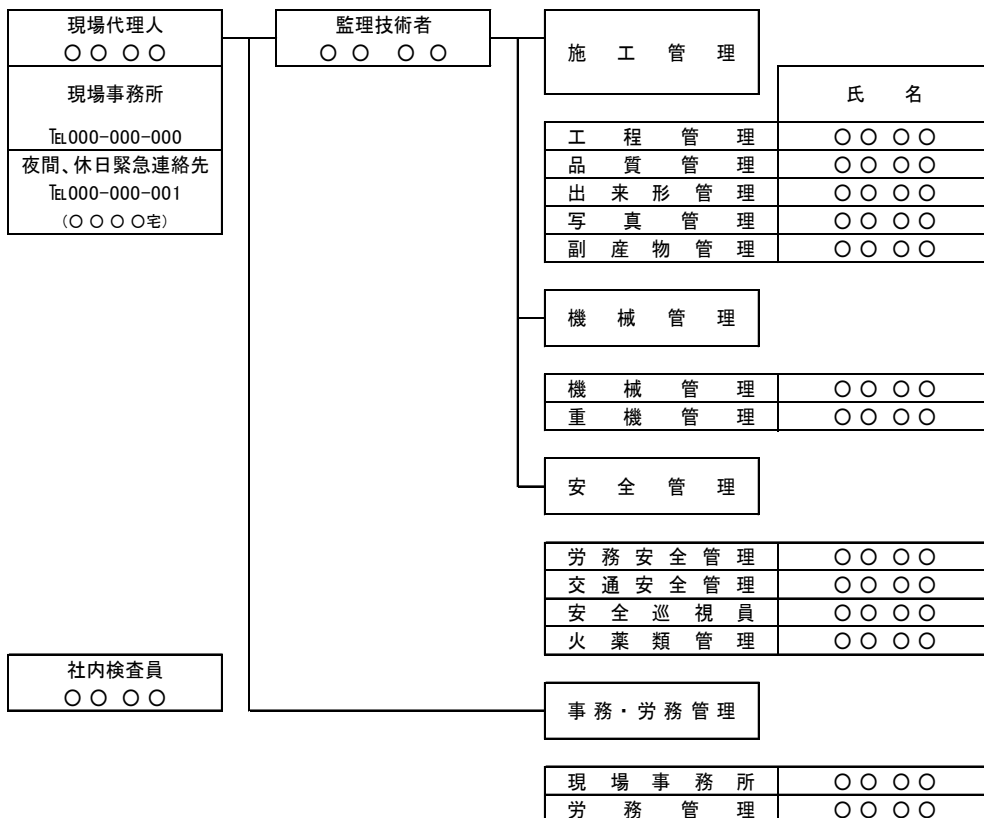
【記載例：専任の主任技術者】

現場組織表



【記載例：専任の監理技術者】

現場組織表



5-6 指定機械

- ・工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）又は、監督員が必要と認めた機械について記載する。

【記載例：指定機械使用計画】

機 械 名	規 格	台 数	使 用 工 種	摘 要
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設	排ガス規制
ラフテレーンクレーン	油圧ロープ式 25t吊	1	仮設矢板打設	//
油圧式パイプロハンマー	220ps	1	//	//

5-7 主要船舶・機械

- ・工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）以外の主要なものについて記載する。
- ・摘要欄には用途を明記する。又、交通船と監視船が併用の場合は、摘要欄に記載します。

【記載例：主要船舶・機械使用計画】

名 称	規 格	性 能	単 位	数 量	摘 要
台 船	鋼 製	500t積	隻	1	方 塊 据 付
曳 船	鋼 製	D3100Ps	隻	1	ケーソン曳航

※ 指定機械と主要船舶・機械との違い

指定機械とは、仕様書の中で種類や規格が明確に指定されているものをいいます。通常は騒音振動、排ガス規制、標準操作等の指定ですが、特殊な工法や現場条件により機械が指定される場合があります。この場合、受注者は指定された機械を使用する義務があります。

主要機械は、指定されていないその他の機械で、積算内容に関わらず受注者の裁量で決定した機械です。

閲覧用等の金抜き設計書には、機械の種類や規格が記載されていますが、金抜き設計書は標準積算上のものであるため、その機械を施工計画書に記載しなければならないというわけではありません。実際に使用する機械を記載して下さい。

5-8 主要資材

- 工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及材料確認時期等について記載する。なお、資材搬入時期と施工工程表が整合していること。

【記載例：主要資材計画】

品名	規格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘要 (確認時期等)
					月	月	月	
生コンクリート	21N/mm ²	300m ³	〇〇生コン	試験成績表	[]			
異形棒鋼	D13	750kg	〇〇製鉄	ミルシート	[]			
再生クラツチャー	RC-40	50m ³	〇〇碎石	試験成績表	[]			

5-9 施工方法

- 工事を施工するに当たり、その施工方法及び施工上の留意事項等具体的に記載する。
 なお、一般的な施工手順でなく、現場条件に即したものとなるように注意すること。
- 施工方法の説明には、極力略図を利用すること。

【施工方法記載にあたっての留意事項】

I. 工種（注¹）毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等)について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・濁水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件(施工時期作業時間、交通規制、自然保護等)・基準点・地下埋設物地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件および埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用予定機械

★（注¹）：記載対象工種は(1)～(7)を標準とする。

- (1) 主要な工種
- (2) 共通仕様書の中で「通常の方法でより難しい場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、施工方法等を記載しなければならない。」と規定されているもの。
- (3) 設計図書で指定された工法
- (4) 土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- (5) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- (6) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- (7) その他

土木工事共通仕様書において、監督員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、又は「協議」「報告」「提出」するものうち事前に記載できるもの、及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

【例】 承諾を要する事項及び予定内容

共通仕様書関係条項					節、条、 項の名称	承諾を要する事項	予 定 し て い る 承 諾 内 容
編	章	節	条	号			
1	1	18	1		建 設 副 産 物	発 生 土 を 任 意 の 仮 設 工 に 使 用	発 生 土 の 〇 〇 m ³ 〇 〇 に 使 用
3	1	1	12	3	工 事 中 の 安 全 確 保	指 定 さ れ た 機 械 以 外 の 機 械 の 使 用	〇 〇 を 〇 〇 と し た い

【例】 施工計画書に記載する事項

共通仕様書関係条項					節、条、 項の名称	記 載 を 要 す る 事 項
編	章	節	条	号		
10	4	3	1	2	一 般 事 項	原 寸、工 作、溶 接、仮 組 立 に 関 す る 定 め ら れ た 事 項 に つ い て 記 載 ※ 詳 細 は 適 宜 記 述 す る。

II. 仮設備計画は①～⑤の項目について、位置図・概略図を用いて、具体的に記載する。

- ① 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算
- ② 仮設建物・材料・機械等の仮置場
- ③ プラント等の機械設備
- ④ 運搬路・仮排水・仮設電力
- ⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

※

施工方法には、一通りの流れと、その現場に応じた作業方法・手順の記載が必要です。

発注者は事前に、施工計画書の施工方法を確認し危険な作業が無い、適切な品質確保ができるかを確認します。現場で施工計画書と別の手順で作業している場合、工事成績での減点にもつながります。

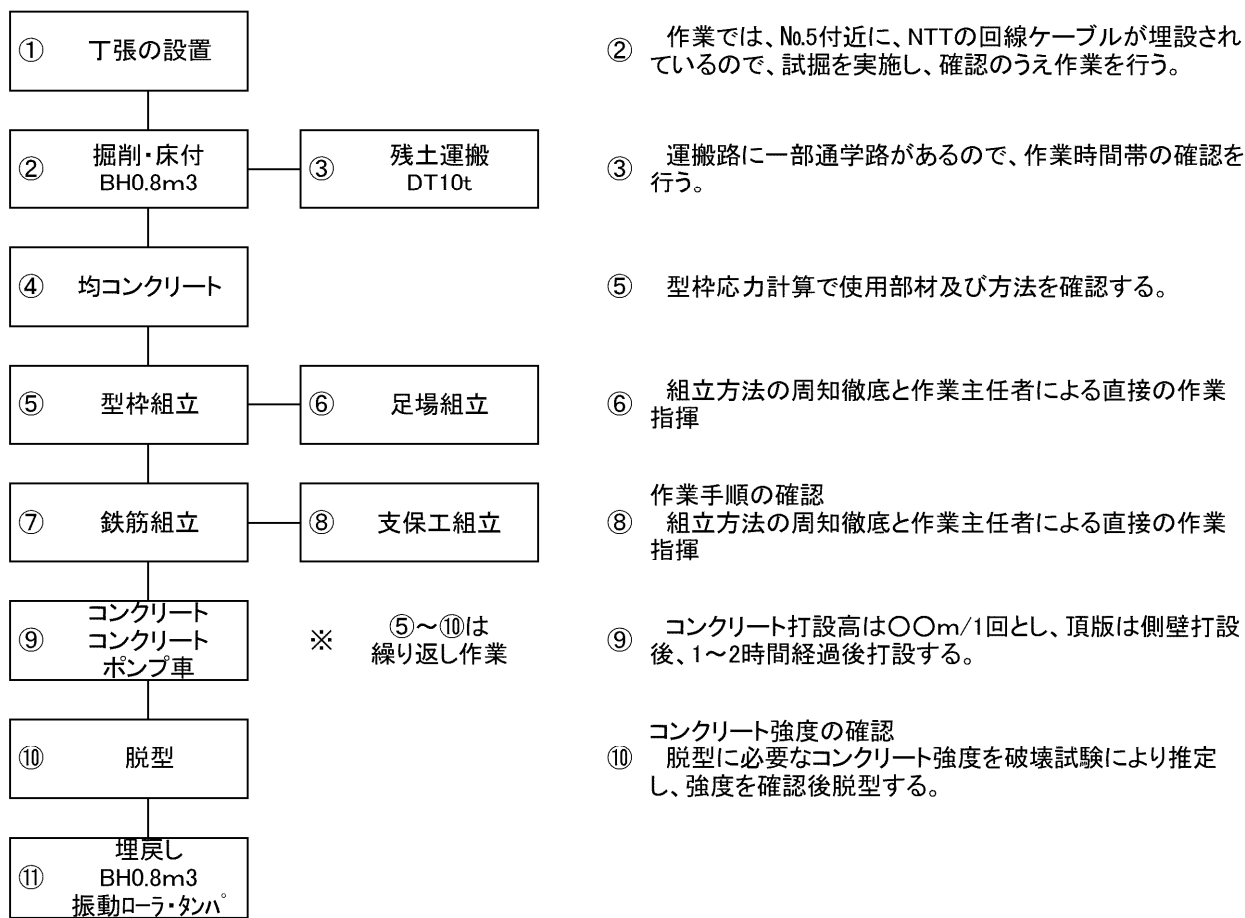
特に任意施工の工種については、工法や手順を詳細に記載し監督員に充分説明する事が必要です。

もしも、事故が発生した際に施工計画書の手順と現場の作業が合っていないと問題になります。

【施工方法の記載例】

1 函渠工作業フロー

基本事項 → 施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。このため、函渠は、〇月までに完成しなければならない、〇月には着工し、計画工程に添って作業を実施する。作業にあたっては、油脂類の流出により下流域の〇〇取水場に影響が無いよう十分注意する。



※

文章だけで説明しきれない場合や、図面があったほうがわかりやすい場合は、積極的に略図や図面を添付して下さい。

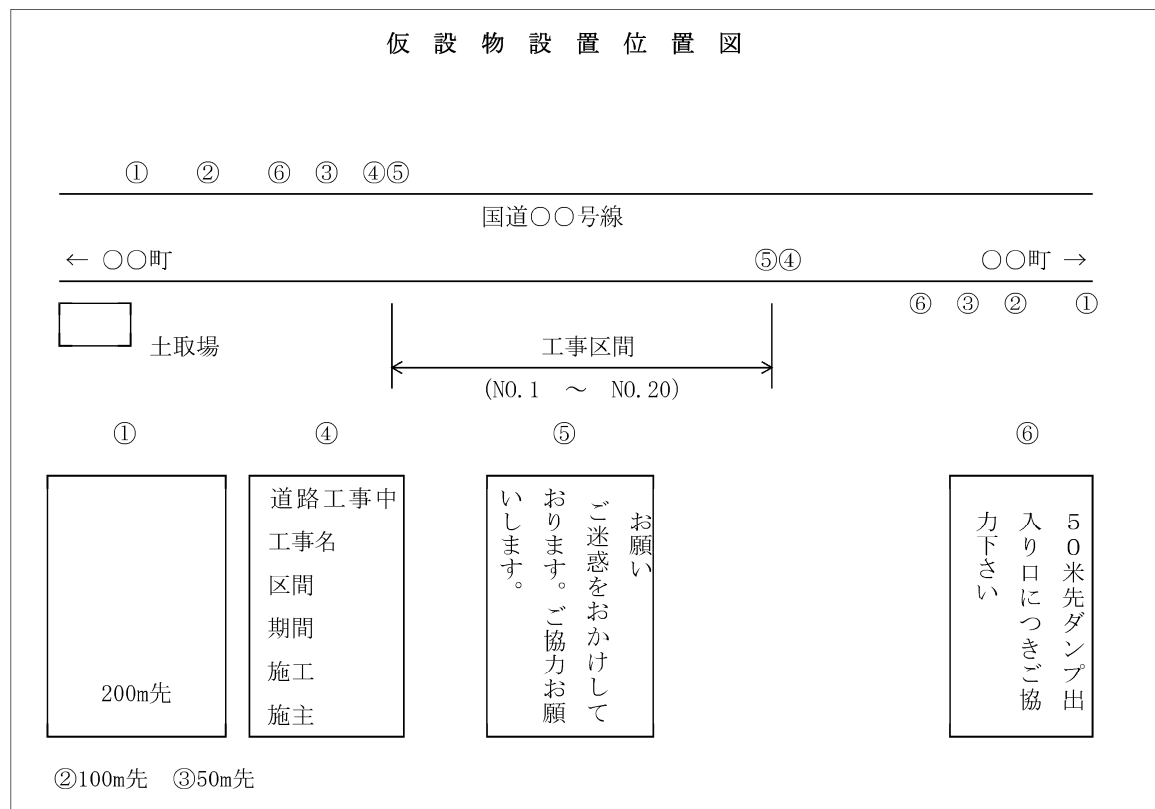
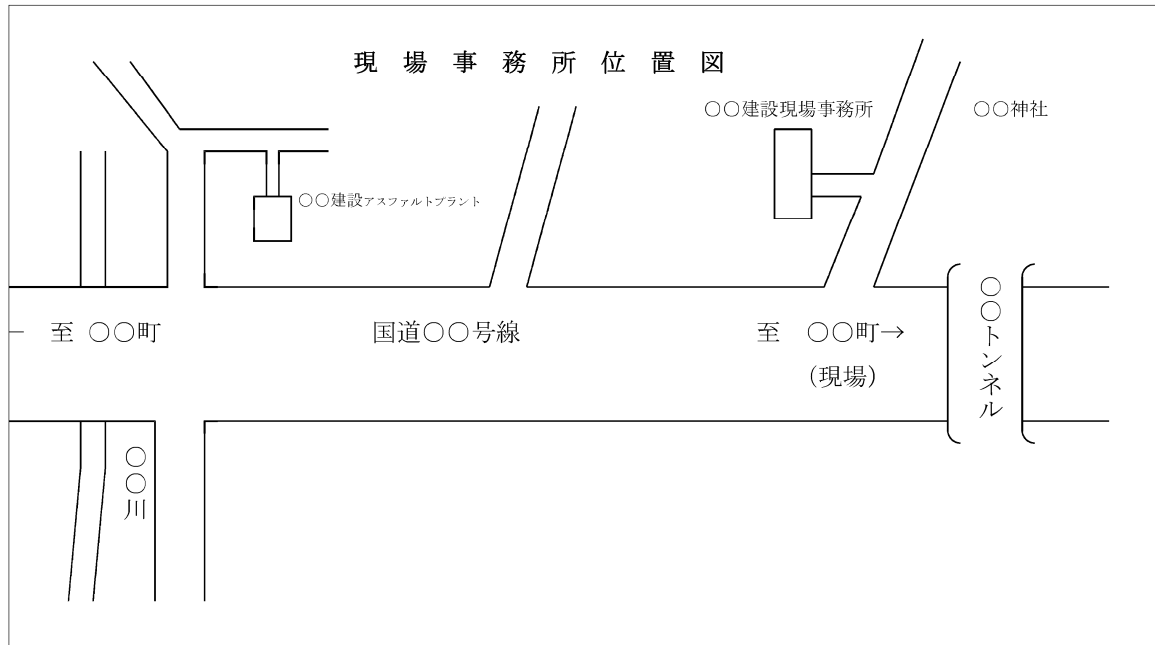
監督員から分かりやすい図や絵を入れるように指示されることがありますが、意味のない単純な作業や重機のイラストを入れることはありません。

また、図を入れる場合は実際の作業と整合がとれているか十分確認して下さい。標準的な図を使い回している場合、実際の作業と整合がとれていないと誤解を招きます。イメージ図と称して作業と合わない図は入れないこと。

2 仮設備計画

(1) 仮設建築物及び標示施設

倉庫・現場事務所は、〇〇町大字〇〇に社員宿舍1階建1棟、労務者宿舍2階建1棟、現場事務所1棟（TEL〇〇〇〇-〇〇〇〇）、倉庫のプレハブを1棟設置する。



土木工事現場における標示施設等の設置基準及び道路工事現場における保安施設等の設置基準に則り工事現場において安全かつ円滑な運行を確保してください。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html>

5-10 施工管理計画

(1) 工程管理計画

・計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

【記載例】

- ① 管理手法：ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理：各種別又は細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理：毎週〇曜日・毎月〇日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理：工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し〇%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。又それ以降は、1ヵ月1回、同様の管理を実施する。

(2) 品質管理計画

・「土木工事の施工管理基準及び規格値」を参照して品質管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験頻度になっているか。
または、監督員との協議により試験頻度を定めたか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督員で協議が必要)
管理基準や規格値が定められていない工種については、監督員と協議により定めた内容を記載する。また、摘要欄には出典元を記載しておく。
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

【記載例】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	規格値	社内規格値	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5,500m ³	当初及び土質の変化時	1	試験成績表	〇〇	〇〇	
	施工	現場密度の測定	5,500m ³	1,000m ³ /回 5,000m ³ 未満3回	6	試験成績表 成果一覧表	〇〇	〇〇	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1	試験成績表	〇〇	〇〇	
		CBR試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1	〃	〇〇	〇〇	
	施工	現場密度の測定	700m ³	500m ³ /回 1,500m ³ 未満3回	3	試験成績表 成果一覧表	〇〇	〇〇	
		ブル-70-リグ	700m ³	全幅・全区画	1				
下層路盤工	路盤材料 (クラックアラ)	修正CBR試験	400m ³	当初及び土質の変化時	1	試験成績表	〇〇	〇〇	
		ふるい分け試験 土の液性限界 塑性限界試験							
	施工	現場密度の測定	2,680m ²	1,000m ² /回 1工事最低3回	3	試験成績表 成果一覧表	〇〇	〇〇	
		ブル-70-リグ	2,680m ²	全幅・全区画	1				
函渠工	コンクリート 21-8-20	圧縮強度試験	500m ³	鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回 (午前・午後) その他コンクリートは打設日につき1回	3	試験成績表 成果一覧表	〇〇		
		スランプ試験							
		空気量測定							
		塩化物総量規制	500m ³	打設が午前、午後にもたがる場合は、午前に1回打設前に行い、試験結果が塩化物総量の規制値1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。	3	試験成績表	〇〇		

(3) 出来形管理計画

・「土木工事の施工管理基準及び規格値」を参照して出来形管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
または、上記以外に必要な測定箇所の有無について、監督員と協議を行なったか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。
- ④ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督員で協議が必要)
管理基準や規格値が定められていない工種については、監督員と協議により定めた内容を記載する。また、摘要欄には出典元を記載しておく。

【記載例】

工種	種別	管理項目	規格値	社内規格値	管理方法	測定基準・箇所	摘要
土工	路体盛土工	基準高・法長・幅	〇〇	〇〇	出来形管理図表 出来形展開図	40mに1箇所	
	法面整形工	厚さ	〇〇	〇〇	出来形管理表	No.20、No.22、No.24、No.26	
	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	〇〇	〇〇	出来形管理図表	合計4箇所	
カルバート工	均しコンクリート	幅・厚さ・延長	〇〇	〇〇	出来形管理図表	両端・施工継手及び 図面の寸法表示箇所	
	駆対コンクリート	基準高・厚さ・幅 高さ・延長	〇〇	〇〇	出来形管理図表		
管渠型側溝	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	〇〇	〇〇	出来形管理図表	40mに1箇所	
	側溝本体工	基準高	〇〇	〇〇	出来形管理図表	No.10、No.12、No.14、No.16、 No.18	
		延長	〇〇	〇〇	出来形管理図表 出来形展開図	合計5箇所	
コンクリート ブロック積	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	〇〇	〇〇	出来形管理図表	40mに1箇所	
	コンクリート基礎	幅・高さ・基準高	〇〇	〇〇	出来形管理図表		
		延長	〇〇	〇〇	出来形展開図		
	胴込・裏込コンクリート 裏込砕石	厚さ	〇〇	〇〇	出来形管理図表		
	コンクリート ブロック積	基準高・法長・延長	〇〇	〇〇	出来形管理図表 出来形展開図		
						合計5箇所	

社内規格値

「土木工事の施工管理基準及び規格値」に記載されている、規格値は最低ラインの値です。これを越えれば失格ということになり、手直しや破壊命令措置がとられる可能性があります。そのために社内規格値を設けて管理することが望ましいです。あまりにも厳しい基準で達成できないのでは、意味がありませんので、自社で対応可能な社内規格値を設定しましょう。

(4) 写真管理計画

・「土木工事の施工管理基準及び規格値」を参照して写真管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員との協議により頻度等を定めたか。
- ② 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員との協議により取扱を定めるものとする。

【記載例：総合撮影計画】

No.	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着工前全景撮影	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	起点・終点・正面より撮影（月末に撮影）
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	//
5	出来形管理写真	//
6	使用材料写真	鋼管杭（本数・断面寸法・長さ）等
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	災害写真	災害発生時・被災状況及び被災規模等
9	完成写真	起点・終点・正面より撮影

【記載例：安全管理写真計画】

No.	撮 影 項 目
1	各種標識類の設置状況
2	各種保安施設の設置状況
3	安全訓練等の実施状況（提示）
4	交通誘導員交通整理状況
5	機械・器具点検状況（提示）
6	安全パトロール状況（提示）
7	イメージアップ安全関係

【記載例：品質管理撮影計画】

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No.21	1	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1	土質毎1回	
		CBR試験	//	1	土質毎1回	
下層盛土	施工	現場密度の測定	No.21	1	土質毎1回	
		プル-プ-リッグ	全区間試験状況	1	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No.21	1	路盤毎1回	
		プル-プ-リッグ	全区間試験状況	1	路盤毎1回	
函渠工	コンクリート 21-8-20	圧縮強度試験	躯体1週・4週	1	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	躯体打設時			
		空気量測定				
	塩化物含有量試験					

【記載例：出来形管理撮影計画】

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度
路体盛土	敷均し締固め	巻出し厚さ	No.21	巻出し時	1	200mに1回
		締固め状況	No.21	施工中	1	転圧機械が変わる毎に1回
		法長・幅	No.21	施工後	1	200mに1回
路体盛土	敷均し締固め	巻出し厚さ	No.23	巻出し時	1	200mに1回
		締固め状況	No.23	施工中	1	転圧機械が変わる毎に1回
		法長・幅	No.23	施工後	1	200mに1回
下層路盤工	敷均し締固め	敷均し厚さ 転圧状況	No.21	施工中	1	各層毎400mに1回
		整正状況	No.21	整正後	1	各層毎400mに1回
		仕上り厚さ	No.21	整正後	1	各層毎200mに1回
		仕上り幅	No.21、No.23	整正後	2	各層毎80mに1回
カルバート工	基礎砕石	幅・厚さ	No.21+8	施工後	1	40mに1回
	均しコンクリート	幅・厚さ	No.21+8	施工後	1	40mに1回
	躯体コンクリート	鉄筋位置間隔 継手寸法 かぶり寸法	No.21+8	組立後	3	打設ロッド毎に1回
		養生状況	No.21+8	養生時	1	養生方法毎に1回
		幅・高さ・厚さ	No.21+8	型枠解体後	1	設計図書の寸法表示箇所毎1回

(5) 段階確認・立合計画

・土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編 1-1-5 の6.段階確認及び大分県工事監督基準表を参照し、段階確認・立合計画を記載する。

工 種	種 別	確 認 時 期	施 工 予 定 時 期	記 事
矢板工	鋼矢板	打込み時	〇月〇日～〇月〇日	
既製杭工	PC ¹ ハ ¹ ル (中堀)	打込み時	〇月〇日～〇月〇日	
		掘削完了時	〇月〇日～〇月〇日	

(6) 品質証明計画（社内検査）

・その工事の中で行う社内検査について組織表・社内規格値・社内管理基準(検査項目、検査方法、検査計画、検査要領等)について記載する。検査要領には社内規格値に収めるための工夫や外れた場合の対処を含む。

【記載例：品質証明計画（社内検査）】（出来形・品質・組織表）

（出来形）

工 種	種 別	管 理 項 目	管 理 箇 所 数	社 内 検 査 箇 所 数
土 工	路 体 盛 土	基準高・法長・幅	4	2
	法 面 整 形 工	法長(面積)・厚さ	4	2
コンクリート ブロック積	砕 石 基 礎 工	幅・高さ・延長	5	3
	コンクリート基礎	幅・高さ・基準高・延長	5	3
	胴込・裏込コンクリート 裏込材	厚さ	5	3
函 渠 工	コンクリートブロック積	基準高・法長(面積)	5	3
	砕 石 基 礎 工	幅・厚さ・延長	函渠両端	函渠両端
			継手箇所	継手箇所

（品質）

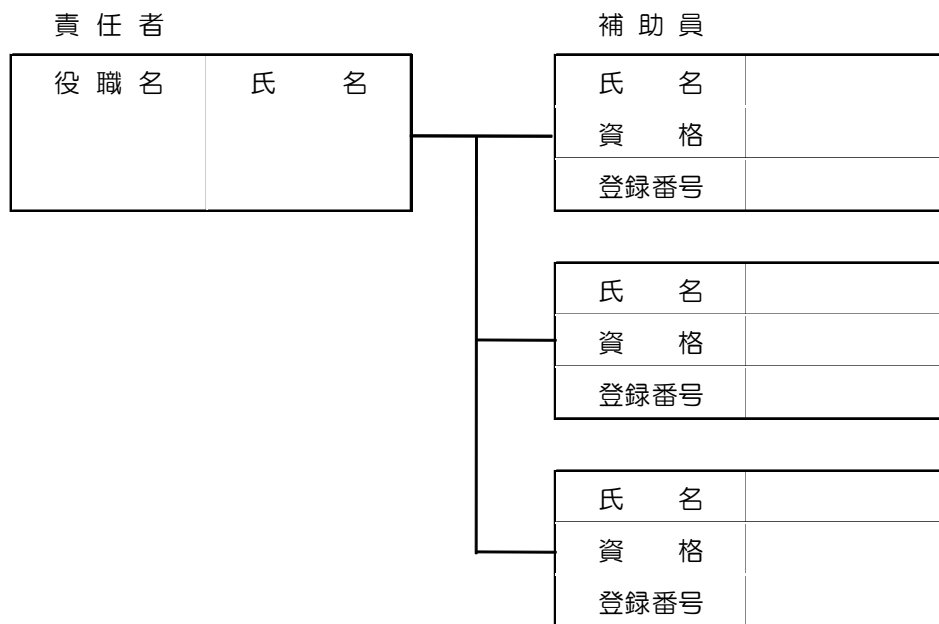
工 種	種 別	試 験 項 目	管 理 箇 所 数	社 内 検 査 箇 所 数
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	3	2
	施 工	現場密度試験		

(組織表)

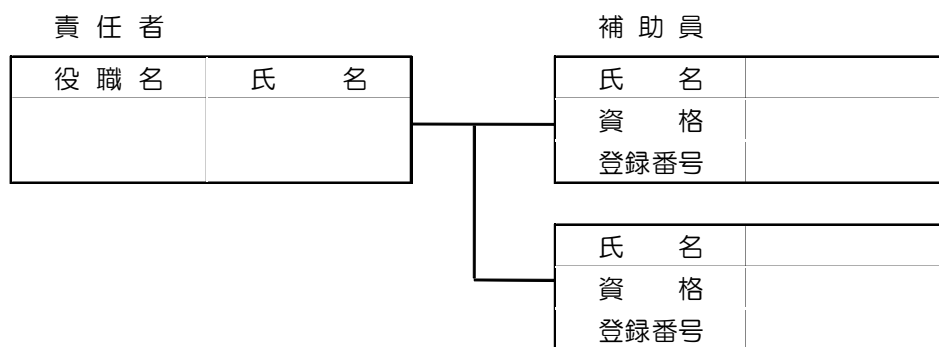
※ 社内検査は発注者の段階確認・立会に準じて行う

○ 社内検査組織表

1. 工事測量結果



2. 不可視部分、完成目的物の検査



※資格及び登録番号については、有資格者の場合のみ記載する。

5-11 安全管理計画

1. 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

2. 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

(1) 安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

(2) 労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

(3) 労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年令者等についての処置

(4) 第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

(5) 爆発及び火災防止対策

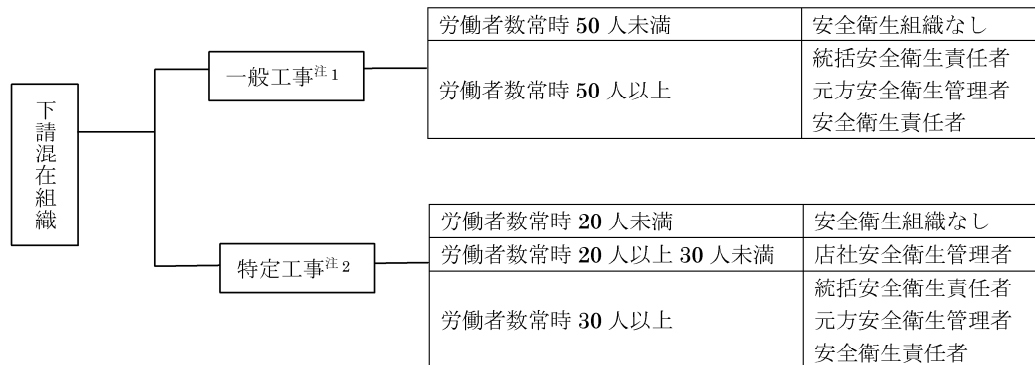
- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

(6) その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

2. 安全衛生管理組織作成の留意点

- 組織図は一般的な組織を示したものである。専任又は複数の管理者選任、及び救護技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照すること。
- 組織表には、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者、安全巡視体制及び保安要員等明記する。
- 作業主任一覧表を別途記載する。



注1： 特定工事以外

注2： ずい道等の建設工事、圧気工法により作業する工事、人口密集地域内の道路工事、
鉄道軌道上又は隣接した橋梁工事

常時50人以上の労働者を使用する場合は、安全委員会及び衛生委員会を設置しなければならない。

なお、各委員会の行う事項は次のとおりとする。

1. 安全委員会

- 1) 労働者の危険防止対策
- 2) 安全に係る労働災害の原因、再発防止対策
- 3) 上記の他、労働者の危険防止に関する重要事項

2. 衛生委員会

- 1) 労働者の健康障害防止
- 2) 健康の保持増進を図るための基本対策
- 3) 労働災害の原因、再発防止対策で衛生に係るもの
- 4) 上記の他、労働者の健康障害の防止及び健康保持増進に関する重要事項

【記載例：安全管理】

1. 安全衛生教育（新規入場者教育）

当現場に労働者が新規に入場した場合又は作業内容を変更した場合は、次の項目に対し、労務安全管理により教育を行う。教育終了後、作業に従事した者について、安全な行動が定着するまで、巡視等で重点チェックし、危険な行動が見られた場合はその場で指摘するとともに、安全訓練等でその評価を発表する。

- ① バイブレーター、タンパの取扱方法
- ② ヘルメットの使用方法
- ③ 安全帯の装着及び使用方法
- ④ 作業手順
- ⑤ 現場の整理整頓の励行
- ⑥ 現場組織の説明・緊急時連絡方法
- ⑦ 安全作業に対する意識の定着

2. 安全管理活動

【記載例：安全管理活動】

実施項目	場 所	参加予定者	内 容	頻 度
朝礼	現場	現場作業従事者	当日の作業の手順及び体操	毎日
KY活動	現場	現場作業従事者	当日の危険予知及び安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各週
安全訓練	現場等		別紙計画表参照	月当たり 半日以上
安全巡視	現場	〇〇巡視員	現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保	毎日
店社パトロール	現場	〇〇パトロール員	現場内の安全管理に関する実施状況の確認	毎月
災害防止協議会	現場	別紙	別紙組織図・協議事項・予定表参照	毎月
工事関係者連絡会議	現場等	〇〇建設、□〇組、 ☆☆工業、△△土木	別紙組織図・協議事項・予定表参照	毎月、その他必要に応じて実施

3. 協議会等の設置

・災害防止協議会

当工事現場は下請混在組織として工事を実施するため、別紙のとおり災害防止協議会設置・運営する計画である。

・工事関係者連絡会議

当工事現場は別途〇件の工事が発注されており、請負業者間の安全施工を確保するため連絡会議を設置する。

4. 作業主任者

① 作業主任者を選任した作業については、それぞれ主任者が該当作業の直接指揮を行う。

② 選任した作業主任者は、現場入口に氏名・実施する項目等を掲示し、関係者に周知徹底する。

5. 掘削作業の安全対策

① 機械の旋回範囲内への立入禁止の徹底

② 後進する場合は、誘導員の指示を受ける

③ 荷重及びエンジンをかけたまま運転席を離れない

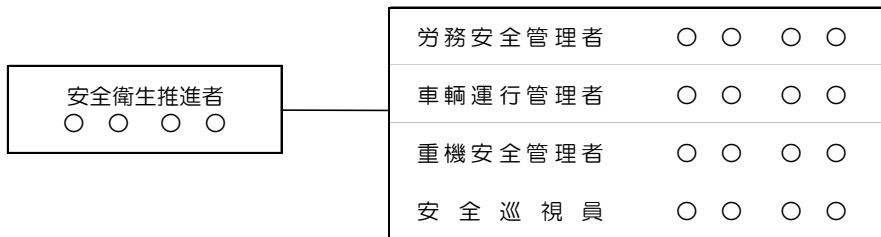
④ 掘削作業では、路肩付近で作業を行わなければならないため、必ず誘導員を配置する。

6. 地下埋設物への対応

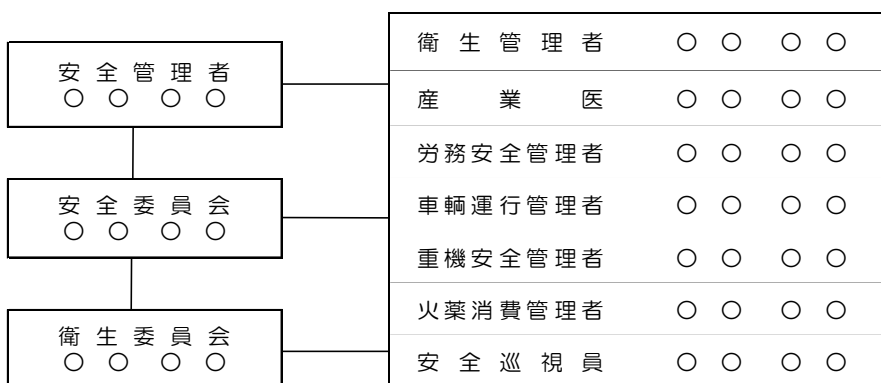
① NTTの回線ケーブルが横断しているのでNTT職員立会のうえ試掘を行い、ケーブルの高さを確認のうえ床掘作業を実施する。また、ケーブル周辺は機械掘削を行わず、〇〇作業主任者指揮のうえ人力で作業を実施する。

【記載例：安全管理組織表】

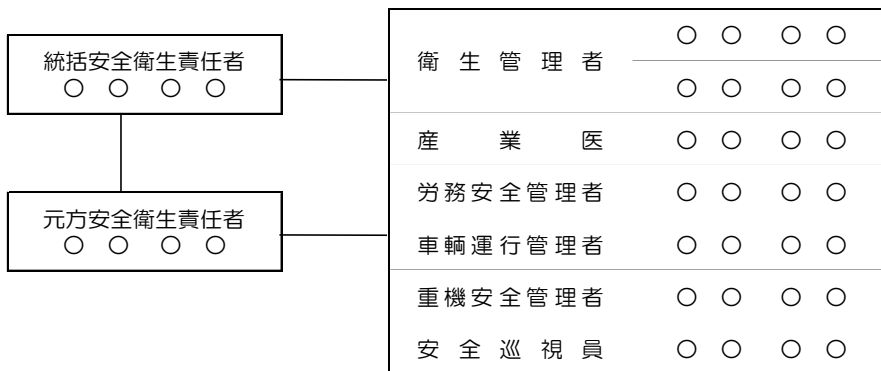
・一般組織 労働者10人以上50人未満の場合



・一般組織 労働者50人以上100人未満の場合



・下請混在組織（特定工事） 労働者数30人以上の場合



この様式で記載された個人情報 は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

【記載例：作業主任者一覧表】

作業内容	作業主任者名	作業主任者の有する資格	交付番号 取得年月日
掘削面の高さ2m以上の地山の掘削作業	地山の掘削作業主任者 氏名 ○ ○ ○ ○	技能講習修了者	

【記載例：安全教育・訓練の予定計画表】

月 日	時間	場 所	内 容	詳 細	講 師	備 考
○月○日	13:00 ～ 17:00	現場事務所 現場周辺	① 本工事内容等の周知徹底並びに予想される事故防止対策 ② 災害防止対策予行演習	① 作業内容→土留工 (鋼矢板打設) 鋼矢板打設作業の予想される危険及び事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。 ② 「雨で法面が崩壊した状況を想定」 ○ 巡視経路の確認 (実際の場合の車両・徒歩巡視の把握) ○ 連絡方法の確認 (無線機・携帯電話の感度) ○ 立入禁止処置の実施方法の確認 ○ 問題点の整理・防災実施方法の確認	○○ ○○	
○月○日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	① 前月の反省と評価 ② 工事進捗状況の説明 ③ ビデオ上映	① 労務安全管理者の前月の作業行動に対する評価 ○ 評価に対する作業者の感想 ○ 今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。 ② 主任技術者から進捗状況の説明及び今後の進捗予定の説明 ○ 今後の作業から予想される危険と対策の検討 ③ 危険予知活動紹介	○○ ○○	
○月○日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	① 前月の反省と評価 ② 参加者から現場に対する要望	① 車両運行管理者の前月の作業行動に対する評価 ○ 評価に対する作業者の感想 ○ 今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。 ② 作業者からの要望を聞いて、できるものから実施するよう調製を行う。 ○ 一人ひとりの声から、見逃している危険を洗いだし、今後の対策の参考とする。	○○ ○○	

作業主任者

法令で定められた危険有害な業務で、安全衛生上特別な管理が必要とされる作業を行う場合には、作業員を直接指揮する「作業主任者」の配置が必要となる。

作業主任者 選任業務一覧表

(令:労働安全衛生法施行令、安規:労働安全衛生規則)

令6条 号別	各規則 条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法14条、同法施行令6条、安衛則16条)	職務 根拠
1	高圧則10	高圧室内作業主任者	免許	潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業	高圧則10②
2	安規314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置(10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結したもの又は9以下の連結で水素若しくは溶解アセチレンの場合は400リットル以上、他は1,000リットル以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務	安規315
3	安規513	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業(①原動機定格出力7.5kwを超えるもの②支間の斜距離の合計が350m以上のもの③最大使用荷重が200kg以上のもの)	安規514
4	ボイラー則24	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー 技士免許等	ボイラー取扱業務(小型を除く→令1条4号) ①特 級=伝熱面積合計500㎡以上(貫流のみは除く) ②1級以上=伝熱面積合計25㎡以上500㎡未満(貫流のみ500㎡以上) ③2級以上=伝熱面積合計25㎡未満 ④技能講習以上=令6条16号イからニまでのボイラー	ボ規25
5	電離則46	エックス線作業主任者	免許	次の放射線業務(但し医療用又は波高値による定格電圧が1,000KV以上のエックス線装置使用は除く) ①エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 ②エックス線管、ケノトロンのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査の業務	電離則47
5の2	電離則52-2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業	電離則52-3
6	安規129	木材加工用機械作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーターで合計5台以上(自動送材車式帯のこ盤を含む場合は3台以上)	安規130
7	安規133	プレス機械作業主任者	同上	動力プレス5台以上	安規134
8	安規297	乾燥設備作業主任者	同上	①乾燥設備内容積1㎡以上(令別表第1危険物) ②危険物以外、熱源に燃料又は電力使用	安規298
8の2	安規321-3	コンクリート破砕器作業主任者	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業	安規321-4
9	安規359	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上の地山の掘削の作業(技能講習は「地山の掘削及び土止め支保工で統一」)	安規360
10	安規374			土止めの支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業(同上)	安規375
10-2	安規383-2	ずい道等の掘削等作業主任者	同上	ずい道等の掘削、ずり積み、支保工組立(落盤、肌落防止用)、ロックボルト取付、コンクリート等吹付	安規383-3
10-3	安規383-4	ずい道等の覆工作業主任者	同上	ずい道等覆工(型わく支保工)組立、解体、移動、コンクリート打設	安規383-5
11	安規403	採石のための掘削作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上となる採石法2条の岩石の採取のための掘削	安規404
12	安規428	はい作業主任者	同上	高さ2m以上のはい付け、はいくずし(但し、ばら物荷や荷役機械の運転者のみで行う作業は除く)	安規429
13	安規450	船内荷役作業主任者	同上	船舶荷積み卸、船舶内荷移動(但し、500t未満の船舶で揚貨装置を用いない作業は除く)	安規451
14	安規246	型枠支保工組立て等作業主任者	同上	型わくの組立て、解体の作業(但し、建築物の柱・壁・橋脚、ずい道のアーチ・側壁等のコンクリート打設用は除く)	安規247
15	安規565	足場の組立て等作業主任者	同上	つり足場、張出足場又は高さが5m以上の足場の組立、解体、変更の作業(ゴンドラのつり足場は除く)	安規566

令6条号別	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法14条、同法施行令6条、安衛則16条)	職務根拠
15-2	安規517-4	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	同上	建築物の骨組み・塔であって高さが5m以上の金属製の部材により構成されるものの組立て、解体、変更	安規517-5
15-3	安規517-8	鋼橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、変更(但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る)	安規517-9
15-4	安規517-12	木造建築物の組立て等作業主任者	同上	軒高5m以上の木造建築物の構造部材組立て、屋根下地外壁下地の取付	安規517-13
15-5	安規517-17	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	同上	高さ5m以上のコンクリート造工作物の解体、破壊	安規517-18
16	安規517-22	コンクリート橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であってコンクリート造のもの架設又は変更(但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る)	安規517-23
17	ボ則62	第一種圧力容器取扱作業主任者	*1	第一種圧力容器の取扱作業(但し、令1条6号小型圧力容器及び令6条17号イ、ロは除く)	ボ則63
18	特化27	特定化学物質作業主任者	技能講習	令別表第3の特定化学物質(1類・2類・3類)製造又は取扱(但し、試験研究の取扱業務は除く)	特化則28
19	鉛33	鉛作業主任者	同上	令別表第4の鉛業務1号から10号まで(但し、遠隔操作の場合は除く)	鉛則34
20	四アル14	四アルキル鉛等作業主任者	同上	令別表第5の四アルキル業務1号から6号・8号(講習は18と同一)	四アル15
21	酸欠11	酸素欠乏危険作業主任者(第1種)	同上	酸素欠乏危険場所における作業(第一種酸素欠乏危険作業)	酸欠則11②
		酸素欠乏危険作業主任者(第2種)	同上	酸素欠乏危険場所(酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る)における作業(第二種酸素欠乏危険作業)	酸欠則11③
22	有機19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第6の2に掲げる有機溶剤の製造又は取扱	有機則19の2
23	石綿19	石綿作業主任者	同上	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業、試験研究のため製造する作業、石綿分析用試料等を製造する作業	石綿則20

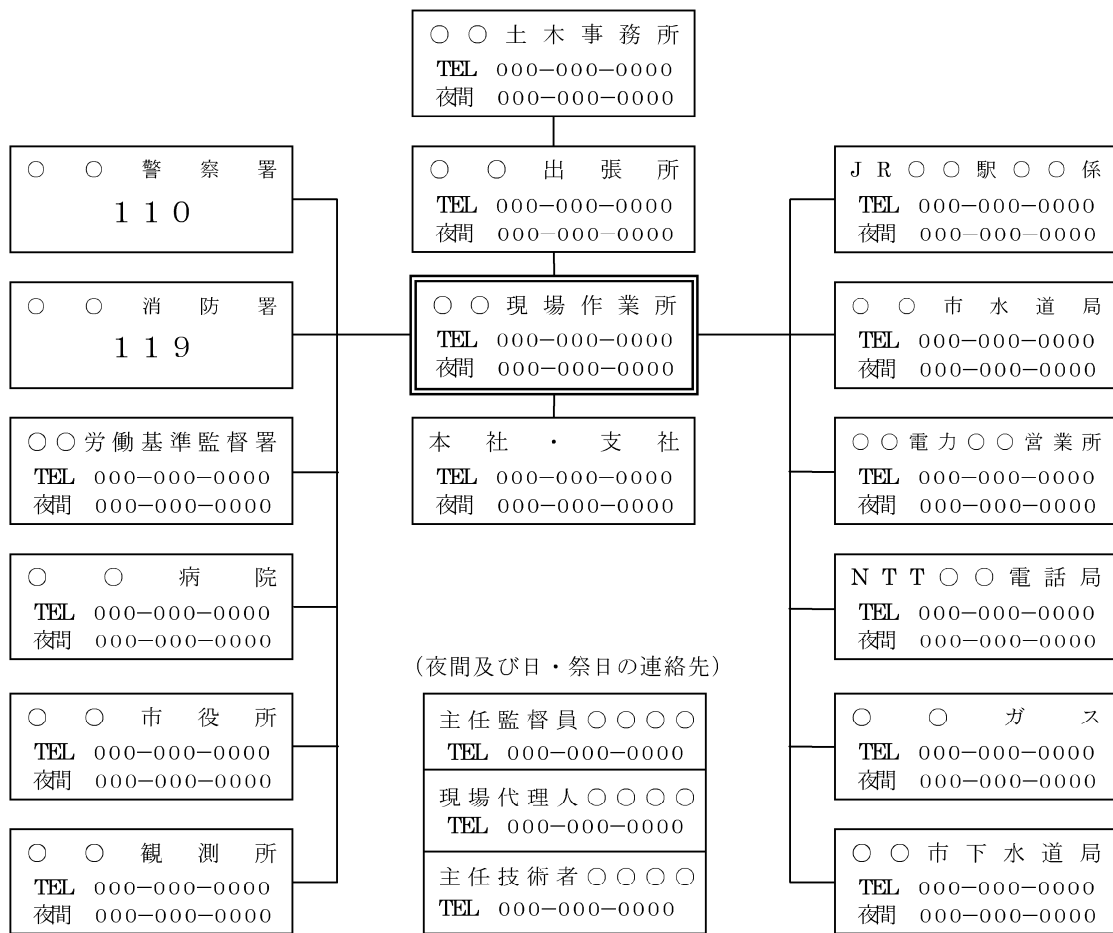
*1: 化学設備にかかる第一種圧力容器の場合は化学設備第一種圧力容器作業主任者技能講習
上記以外はボイラー技士免許(特級・1級・2級)、第一種圧力容器作業主任者技能講習(化学設備・普通)

5-12 緊急の対策及び対応

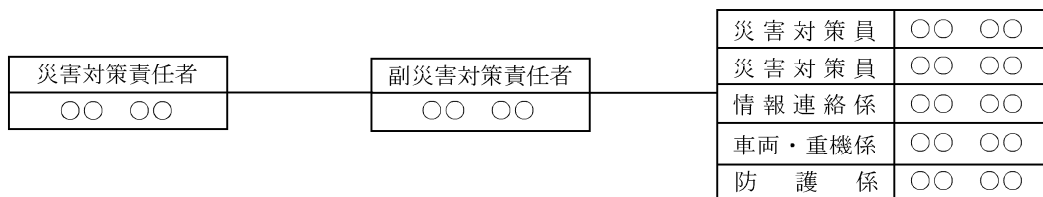
- 事故又は災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
- 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。
不慮の事故が発生した場合には、監督員が指示する様式により早急に発注者に報告を行う。

【記載例】

1. 緊急時の体制連絡系統図



2. 防災対策組織表



3. 防災対策

- ① 梅雨期の気象状況は常に入手し、緊急事態に対応できるようにする。
- ② 緊急事態に際して即応できるように、次の救命用具等を常に整備しておくとともに、〇〇災害対策員が定期的にその数量を確認し、不足が生じた場合は、補給を行う。

(イ) 救命胴衣	枚
(ロ) 救命浮輪	個
(ハ) ロープ	m
(ニ) 土のう	袋
(ホ) かけや	本
(ヘ) スコップ	本
(ト) 杭 (1.5m)	本
- ③ 大雨により緊急事態の発生が予想される場合は、別紙、「緊急時の体制及び対応」に記載している「防災対策組織表」の災害対策員(2名)が、巡回点検を実施する。
- ④ 災害対策責任者は、巡視員の報告を整理し、発注者等との連絡調整を適宜行い、周辺状況の把握に務める。
- ⑤ 危険箇所を発見した場合は、立入禁止等の防護処置を実施する。
- ⑥ 緊急事態に際し、巡視員等の危険防止及び円滑な連絡体制を確保するために、5月の安全訓練で予行演習を実施する。
- ⑦ 実際に緊急事態が発生した後、災害対策の実施状況を分析・評価し、災害対策の充実した取り組みに発展させる。

5-13 交通管理

- ・土木工事共通仕様書第1編 1-1-32「交通安全管理」に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う
- ② 工事用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
- ② 工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導警備員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。(交通誘導警備員については、名前、資格が判る資料を添付すること。)
- ③ 一般道路に係る工事の安全対策
- ④ 指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- ⑤ 工事用道路を共有するときの対策
- ⑥ 一般道路上の材料又は設備等の保管・整理方法
- ⑦ 過積載防止対策

【記載例】

1. 土運搬(ダンプトラック 10t)に対する安全対策

- ① 土取場から現場までの運搬経路は別紙図面に添付。(省略)
- ② 運搬路の一部に〇〇道を使用するため、住民に工事の概要・安全対策を説明し、十分に打合せを行う。
- ③ 運搬時間は、AM〇:〇~PM〇:〇までとし、通勤・通学時間帯の運搬作業は行わない。
- ③ 制限速度は、運搬路全線〇〇km/hとし、運転手に速度厳守を徹底する。
 - ⑤ 一般車両及び歩行者の通行については、安全の確保を最優先とするよう、交通誘導警備員及び運転手に徹底する。

2. 車両出入口及び交差点の安全対策

- ① 土取場出入口及び出入口から〇〇km 先の見通しの悪いカーブ付近に、φ〇〇mmのカーブミラーを設置する。

3. 交通誘導員の配置計画

- ① 土取場出入口及び現場出入口に交通誘導員〇名を配置する。
- ② 交通誘導員には、笛、手旗を携帯させ一般車両・歩行者の安全確保に努めさせる。

4. 運搬路の維持補修

- ① 運搬路の未舗装部については、1日〇回(AM〇:〇~PM〇:〇)散水車により散水を行う。
- ② 運搬路の補修は、必要に応じ補修材を散布し補修する。又未舗装部は1週間に1回路面の不陸整正をモーターレーダー(W=2.4m)により行う。
- ③ 運搬作業中は、1日〇回同車両運行管理者による巡視を実施する。
- ④ 清掃作業は、土捨場・現場出入口に清掃員を配置し清掃するとともに運搬路に土砂が落下した場合は、速やかに取り除き清掃する。
- ⑤ 防塵処理は、散水により実施するが、散水により処理できない個所については、必要に応じ塩化カルシウムを散布し実施する。

5. 車両運行に関する安全対策

- ① 現場内の運搬路は、常に走行に支障のないよう補修し、〇〇車両運行管理者が路面状況の確認を行う。
- ② 車両への過積載防止を徹底するため、車両運転手及び重機運転手に、安全訓練・安全会議等で、その主旨の教育を実施する。又、資材搬入時の過積載のチェックを行うと同時に、納入業者・下請業者にもその趣旨の周知徹底を図る。
- ③ 工事車両の作業実施日は、〇〇車両運行管理者の責任のもとに、道路交通法の遵守・運転手の体調のチェック等朝礼時に確認する。

5-14 環境対策

・工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を計ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

- ① 騒音・振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ・ほこりの対策
- ④ 事業損失防止対策(家屋調査・地下水観測等)
- ⑤ その他必要事項

【記載例】

1. 現場周辺調査の結果、周辺に井戸を生活用水としている家屋が5戸あることが判明し、場内のえ作業により井戸枯れを起こす可能性があり、事前調査を実施する。
 - ① 調査の目的→井戸枯れ発生時に即応し、住民の日常生活を確保する。
 - ② 調査方法→水替え作業前の水位・水深・水質を測定する。
 - ③ 追跡調査→水替え作業開始後、毎日午前・午後1回水位を測定する。
 - ④ 対応→水位に変動が見られた場合は、監督職員に報告し対応を協議するとともに、水道への切り替えがいつでも行えるように体制を整えておく。
 - ⑤ 調査に当たっては上記事項を住民に説明し、了解を得たのち実施する。
2. 重機への給油作業及びグリース補給の際に、流失事故を起こさないように指導し徹底させる。
3. 生コンクリート車の洗浄は、自社(生コン会社)に持ち帰り実施するように指導し徹底させる。

4. 現場内及び運搬路等の防塵対策として、必要に応じ散水車にて散水を実施し、又散水ができない個所については、塩化カルシウムの散布を行う。この時、過度の散水等により住民の迷惑とならないよう、路面の状況を車両運行管理者がパトロールし、常に把握する。
5. 重機の空ぶかし・バケットのゆさぶり、ダンプトラックの急発進、急停車等による騒音・振動は絶対しないよう、指導し徹底させる。
6. 以上2～5項について、朝礼・安全訓練等で指導を行うとともに、実施状況を把握し、周辺地域への影響を最小限とするよう努力する。

5-15 現場作業環境の整備

・現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- ① 仮設関係
- ② 安全関係
- ③ 営繕関係
- ④ その他必要事項

【記載例】

項 目	目 的	実 施 内 容	実 施 場 所
仮 設 関 係	工 事 の PR	① 完成予想図 ② フラワーポット	現場出入口付近 //
安 全 管 理	作 業 環 境 の 美 化	① デザインフェンスの設置 ② 照明施設の設置	現場出入口付近 //
営 繕 関 係	作 業 環 境 の 改 善	① 更衣室の設置 ② トイレの水洗化	現場事務所・休憩所 //

5-16 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法

・再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記事項について計画する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書
- ③ 処理委託業者名（建設廃棄物を運搬（委託）・処分を行う場合）
- ④ マニフェスト使用の徹底
- ⑤ 社内の管理体制（建設副産物対策の責任者の明確化）

なお、① ②の詳細は、

・大分県ホームページ：<https://www.pref.oita.jp/site/recycle/recycle-guideline.html>
を参照のこと

5-17 その他

・その他重要な事項について、必要により記載する。

- ① 官公庁への手続き（警察、市町村）
- ② 地元への周知
- ③ その他

※総合評価落札方式について

- 履行義務のある技術提案

総合評価落札方式で落札した工事の受注者は、履行義務のある技術提案等についての施工(実施)計画、履行確認及び検査の方法、その他必要な事項について監督員と協議のうえ確認し、工事着手前に提出する施工計画書に明記する。

履行義務のある技術提案等の内容に応じて、「主要機械」、「主要資材」、「施工方法」(主要機械、仮設備計画等を含む)、「施工管理計画」、「安全管理」、「交通管理」、「環境対策」、「現場作業環境の整備」等について、施工計画書に適切に反映し、監督員の確認を受ける。

- 技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用

受注者は、「技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用」で評価された技能者を発注者に確認し、その活用計画を施工計画書等へ適切に反映させる。